

熱中症対策に係るクーリングシェルターの指定状況等について

1 要旨・目的

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定状況及び本県独自のキャンペーンとして例年実施している、「ひろしまクールシェアキャンペーン」の実施状況について報告する。

2 現状・背景

- 令和6年4月に施行された改正気候変動適応法により、国の熱中症対策が強化され、熱中症特別警戒情報の発表時に開放する施設として、市町がクーリングシェルターを指定することとされた。
- また、県では平成24年度から、公共施設や商業施設等で涼む省エネの取組「ひろしまクールシェアキャンペーン」を実施しており、省エネと併せて熱中症予防の対策を進めている。
- 両施設はいずれも熱中症防止の観点から有効な施設であり、あらかじめ県民にその位置づけや所在地等について周知しておくことが重要であると考えられることから、今般、県内の設置状況を取りまとめたうえで、一体的にホームページで公表している。

区分	クーリングシェルター	ひろしまクールシェアキャンペーン
位置付け	気候変動適応法に基づく指定施設	県独自の取組「クールシェアキャンペーン」の参加施設
指定等	市町が指定	キャンペーンに賛同する施設を県が登録
運用方法	「熱中症特別警戒情報」発表時に施設を開放（法令上の義務） （4月23日～10月22日）	クールシェアキャンペーン期間中に利用可能（任意の協力） （7月1日～9月30日）
施設要件	適切な冷房施設及びスペースを有すること	特になし
その他	—	一部施設では利用者に対する割引等のサービスを提供する他、抽選でポイントが当たるスタンプラリー等を実施

3 対応状況等

(1) 対応状況

市町によるクーリングシェルターの指定状況、ひろしまクールシェアキャンペーンの実施状況については、次のとおり。

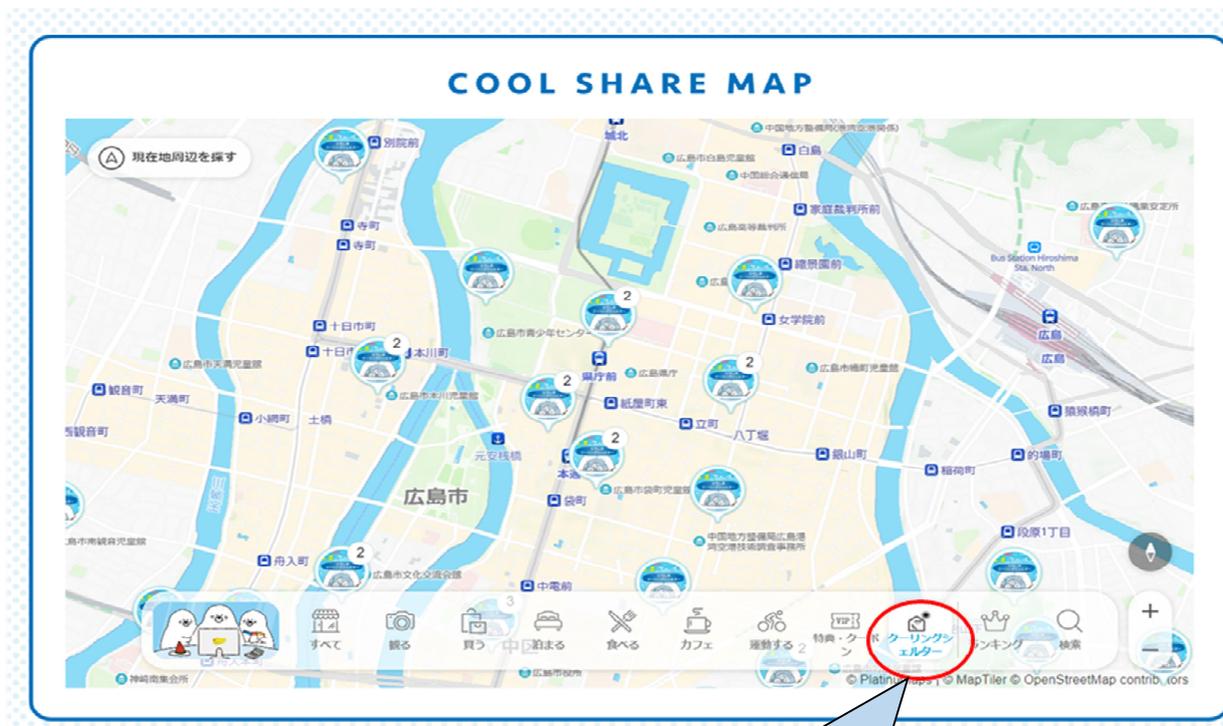
	クーリングシェルター	ひろしまクールシェアキャンペーン
施設数 (8/29時点)	878施設 〔公共施設を中心に、ショッピングモ-ルやドラッグストア等を指定〕	1,654施設 〔スーパーや飲食店等の「商業施設」、図書館や体育館等の「公共施設」等〕
公表状況等	県、市町ホームページで施設の位置づけ、注意事項等について公表 施設の位置情報については、クールシェアキャンペーンサイト上のデジタルマップ（地図情報）において、一体的に公開	クールシェアキャンペーンサイトで内容について公表

※施設数に一部重複あり

(2) デジタルマップへの掲載

クールシェアキャンペーンのデジタルマップには、クールシェア施設のみならず、クーリングシェルターの位置も公開しており、相互の取組が連携しながら、熱中症対策に取り組むこととしている。

【クールシェアキャンペーン デジタルマップイメージ】



クールシェア施設のみならず、クーリングシェルターを表示することも可能